

企業における省エネ設備等導入支援事業補助金

エネルギー価格高騰ならびに脱炭素社会の推進に対応した経営体質への転換を加速するため、県内で製造業または商業・サービス業を営む中小企業者が行う省エネルギー性能・省CO₂性能に優れた設備の導入を支援します。

補助事業者

次の各号に掲げる要件をすべて満たす者

- (1) 福井県内に事業所を有する中小企業者であること
- (2) 製造業または商業・サービス業を営む者であること
- (3) 福井県の県税および地方消費税に滞納がないこと
- (4) 「ふくい女性活躍推進企業」に登録していること（個人事業主は不要）
- (5) 補助事業の導入効果の検証または情報発信に協力すること

補助事業の内容

製造業または商業・サービス業に使用する既存の稼働設備を以下(1)から(5)の設備へ更新する事業（ただし(5)は製造業に使用する設備とする）

- (1) 既存の照明機器等に対して30%以上省CO₂効果のあるLED
- (2) 調光制御機能を有するLED
- (3) 既存の空調機器等に対して30%以上省CO₂効果のある高効率空調機器
- (4) 既存の給湯機器等に対して30%以上省CO₂効果のある高効率給湯機器
- (5) 既存の生産設備に対して30%以上省CO₂効果のある高効率生産設備（既存の生産設備に対して30%以上省CO₂効果をもたらす省エネ機能を付加する場合を含む）

補助対象経費

設備費のみ

（設置工事費、撤去費、廃棄費、運搬費等は補助対象外）

補助率

1/2以内

補助金の上限額

600万円

採択予定数

100件程度

募集期間

令和6年5月29日～令和6年11月29日（2次募集）

（予算の範囲内で先着順に受付を行いますので、募集期間内であっても、予算がなくなり次第、受付を終了します。）

手続きの方法

- 手順1 事業者は、福井県 産業技術課のホームページから事業計画書の様式を入手し、必要な事項を記載して事務局へ提出
- 手順2 事務局が内容を審査後、審査結果を事業者へ通知
- 手順3 事業者は交付申請書を作成し、事務局へ提出
- 手順4 事務局が内容を確認後、交付決定を事業者へ通知

その他

- ・補助金の詳細は、福井県産業技術課のホームページに掲載している「交付事務マニュアル」でご確認ください。
- ・「事業計画書」をはじめとする各種様式についても、産業技術課のホームページからダウンロードできます。

【申請書類郵送先】

〒910-8799 福井中央郵便局留め

企業における省エネ設備等導入支援事業補助金事務局 あて

【問い合わせ先】

TEL：0776-37-3472 Mail：fukui-syouene@bsec.jp

福井県 産業技術課 省エネ



検索